

○宮崎大学教育学部・教育学研究科国際交流委員会規程

平成 28 年 4 月 1 日  
制 定

改正 平成 31 年 4 月 17 日 令和 3 年 4 月 28 日

(趣旨)

第 1 条 宮崎大学教育学部及び大学院教育学研究科に、学部における国際交流を推進するため、宮崎大学教育学部・教育学研究科国際交流委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を取り扱う。

- (1) 海外派遣に関すること。
- (2) 国際交流に必要な情報交換に関すること。
- (3) 外国人留学生及び研究者の受入れに関すること。
- (4) 外国人留学生及び研究者の福利厚生に関すること。
- (5) その他国際交流に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 英語教育講座から選出された教員 1 人
- (2) 前号以外の教員 2 人
- (3) 多言語多文化教育研究センター教員 1 人
- (4) 評議員

(委員の任期)

第 4 条 前条第 1 号及び第 3 号委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前条第 2 号の委員の任期は 2 年とし、1 年毎に半数を改選する。
- 3 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第 3 条第 1 号及び第 2 号委員の互選により選出する。

- 2 委員長及び副委員長の任期は各 1 年とし、再任を妨げない。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第 8 条 委員会の事務は、学部事務部総務係において処理する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 17 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 28 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。